

2018年5月18日

各位

埼玉県朝霞市栄町三丁目7番27号
 テイ・エス テック株式会社
 代表取締役社長 井上 満 夫
 (コード番号: 7313 東証第一部)
 問い合わせ先:
 総務部広報課長 倉田 真 秀
 電話番号 (048) 462 1121

定款の一部変更に関するお知らせ

2018年5月18日開催の当社取締役会において「定款一部変更の件」を2018年6月22日開催予定の第72回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

経営と執行の役割と責任をより明確にすることを目的に、取締役会長の選定を予定しているため、取締役会長が株主総会および取締役会の議長を務められるよう、所要の変更をおこなうものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第11条～第12条 (条文省略)	第11条～第12条 (現行どおり)
(招集権者および議長)	(招集権者)
第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、 <u>議長となる。</u>	第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集する。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が <u>株主総会を招集し、議長となる。</u>	2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が <u>これを招集する。</u>
(新設)	(議長)
	第14条 株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めるところに従い、 <u>取締役会長または取締役社長がこれにあたる。</u>
	2. <u>取締役会長および取締役社長ともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u>
第14条～第16条 (条文省略)	第15条～第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第<u>17</u>条～第<u>20</u>条（条文省略）</p> <p>（<u>取締役会の招集権者および議長</u>）</p> <p>第<u>21</u>条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（以下、条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第<u>18</u>条～第<u>21</u>条（現行どおり）</p> <p>（招集権者）</p> <p>第<u>22</u>条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>これを招集する。</u></p> <p>（議長）</p> <p>第<u>23</u>条 株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めたところに従い、<u>取締役会長または取締役社長がこれにあたる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長および取締役社長ともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p style="text-align: center;">（以下、条数繰り下げ）</p>

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2018年6月22日
定款変更の効力発生日 2018年6月22日

以 上